

第 18 回延岡市農業委員会会議録

(平成 30 年 11 月 28 日)

1. 開催日時 平成30年11月28日(水) 午前9:30から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2	甲斐壽徳	3	
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10	片伯部芳徳	11	吉本尚人	12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17		18	花畑志良一
19					

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 18名

出席推進委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	甲斐安太郎
13	岩切健	14		15	福谷洋朗
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	山本光公	20		21	
22	黒田五司	23			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 120 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案第 121 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 122 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権)
 議案第 123 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・JA)
 議案第 124 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 125 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
 議案第 126 号 農地法第5条 許可申請について
 議案第 127 号 非農地証明願いについて
 議案第 128 号 農地あっせん委員の指名について

- 報告第 63 号 農地法第5条の届出について
 報告第 64 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 65 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 22 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	甲斐 祐逸	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
農地係主査	黒木 政良	農地係 主任主事	興梠 康大	北浦産業建設課 主任主事	西村 武志
北方産業建設課 主 事	甲斐 伊織	総合農政課 主任主事	市來 幸司		

8. 会議の概要

議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>今年は災害も多い年でしたが、もう師走を迎えようとしています。皆様におかれましては利用状況調査等、お忙しい中ご対応いただきありがとうございます。ほぼ結果が揃ったとのことで、現在事務局が集計を行っております。今日は熊本から農政局の方も見えられていて、総会終了後に数名で農地の集積に関する協議を行うこととなっております。該当する方はよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今から第 18 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>本日は委員総数 19 名中 16 名の出席を得ております。従いまして農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 10 番 片伯部芳徳委員と委員番号 11 番 吉本尚人委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 120 号の農地法第 3 条使用貸借権の設定についてから議案第 128 号 農地あっせん委員の指名についてまで議案 9 件、報告案件が 3 件、協議案件が 1 件となっています。</p> <p>それでは議案第 120 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定について提案いたします。整理番号 1 番の説明を委員番号 14 番 大戸孝一委員よりお願いいたします。</p>
大戸委員	<p>おはようございます。委員番号 14 番の大戸です。整理番号 1 番についてご説明します。農地の所在は北浦町の古江で、畑 8 筆の計 4,659 m²です。貸人、借人ともに北浦町古江の方で、双方は親子関係にあたります。契約期間は平成 30 年 12 月 1 日から平成 35 年 11 月 30 日までとなっております。借人の経営状況は 25,629 m²で、労力人は 3 人。申請理由は後継者への一部経営移譲となっております。11 月 25 日に、借人、松原推進委員、私で現地調査を行いました。地域との調和要件など問題無いと思っておりますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>整理番号 2 番の説明を委員番号 8 番、高橋正二委員よりお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>委員番号 8 番の高橋です。整理番号 2 番についてご説明いたします。農地の所在は片田町で畑 14 筆、田 2 筆の計 5,137 m²です。貸人、借人ともに片田町在住の方で、親子関係になります。契約期間は平成 30 年 12 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までで、借人の経営状況は 6,130 m²。労力人は 2 人です。11 月 23 日に借人、甲斐推進委員、私で現地調査を行いました。貸人は高齢のため、後継者へ経営を移譲することでした。地域との調和要件についても問題無く、使用貸借権の設定が可能と判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>整理番号 3 番、4 番の説明を委員番号 6 番 織田竜二委員よりお願いいたします。</p>
織田委員	<p>委員番号 6 番の織田です。整理番号 3 番、4 番についてご説明いたします。まず整理番号 3 番についてです。農地の所在は行膝町で田 12 筆、畑 6 筆の計 18 筆 11,763 m²です。貸人は行膝町の方で、借人は大貫町の方です。二人は親子関係になります。申請理由は後継者への経営移譲となっております。11 月 25 日に山本推進委員、私、貸人で現地調査を行いました。地域との調和要件など何も問題無いと思っております。</p>

議 長	次に整理番号4番です。農地の所在は細見町で畑2筆の計1,921㎡です。貸人、借人ともに細見町在住の方です。今回の申請地はもともと借人の方が畑として耕作しており、路地野菜が作付けされていました。11月25日に借人、甲斐推進委員、私で現地調査を行いました。今回正式に申請手続きを行うことになったとのことで、地域との調和要件など何も問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いします。
事 務 局	ありがとうございます。判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
議 長	はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、4件とも問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。
議 長	ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第121号 農地法第3条所有権の移転について提案いたします。 整理番号1番の説明を委員番号6番 織田竜二委員よりお願いいたします。
織田委員	委員番号6番の織田です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は細見町で畑5筆の1,678㎡です。譲渡人、譲受人ともに細見町の方で、譲受人は先程議案第120号の整理番号4番で審議していただいた借人と同じ人物です。申請理由は経営規模拡大となっています。こちらの農地につきましても譲受人が以前より耕作していた農地を正式に所有権移転することによって、地域との調和要件など問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	整理番号2番、3番の説明を委員番号8番 高橋正二委員よりお願いいたします。
高橋委員	委員番号8番の高橋です。整理番号2番、3番についてご説明いたします。まず、整理番号2番についてです。農地の所在は片田町で田が1筆の327㎡です。譲渡人は片田町の方で、譲受人は平原町の方です。譲受人の経営状況は5,915㎡で、労力人は4人。申請理由は農業経営規模拡大となっています。11月23日に、譲受人、甲斐推進委員、私で現地調査を実施しました。譲受人は牧場の後継者として頑張っている人であり、地域との調和要件についても問題無いと判断しました。 続きまして整理番号3番についてです。農地の所在は片田町で田1筆の720㎡です。譲渡人、譲受人ともに片田町在住の方で、申請理由は有効活用のための交換となっています。この後に整理番号4番で審議される案件が交換する農地となりますが、面積が若干異なるものの、双方農地を有効活用するにあたり、交換した方が望ましいとのことで合意がなされております。11月23日に譲渡人、譲受人、甲斐推進委員、私で現地調査を行い地域との調和要件については何も問題無く、所有権移転可能であると判断しまし

	<p>た。以上2件につきまして、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>整理番号4番、5番の説明は委員番号17番 牧野博文委員となっておりますが、欠席のため代理で農地利用最適化推進委員の矢山慶夫委員よりお願いいたします。</p>
矢 山 推進委員	<p>推進委員の矢山です。牧野委員が欠席のため整理番号4番、5番について代わってご説明させていただきます。まず整理番号4番についてです。先程整理番号3番において、高橋委員よりご説明いただきました有効活用のための交換について、相手方の農地が本案件となります。農地の所在は小野町で田が1筆の1,018㎡です。譲渡人、譲受人ともに片田町在住の方で、譲受人の経営状況は11,112㎡。労力人は3人です。</p> <p>続きまして整理番号5番についてです。農地の所在は小野町で畑1筆の254㎡。譲渡人、譲受人ともに小野町在住の方で、譲受人の経営状況は2,907㎡。労力人は2人。申請理由は農業経営規模拡大とのことです。11月23日に一時退院しておりました、牧野委員、私、譲受人で現地調査を行いました。2件とも地域との調査要件に問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>整理番号6番の説明を委員番号15番 遠田祐星委員よりお願いいたします。</p>
遠田委員	<p>委員番号15番の遠田です。整理番号15番についてご説明いたします。農地の所在は二ツ島町で畑1筆の607㎡です。譲渡人は栄町の方で、譲受人は二ツ島町の方です。譲受人の経営状況は5,589㎡で、労力人は1人。申請理由は農業経営規模拡大となっております。11月27日に佐野推進委員、私、譲受人で現地調査を実施しました。譲受人は稲作中心の兼業農家で、今回新たに畑作を取り入れるとのことでした。地域との調和要件につきましては問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>整理番号7番につきましては委員番号1番、わたくし原田が説明いたします。</p> <p>それではご説明いたします。農地の所在は柚の木田町で田が1筆の1,001㎡です。譲渡人、譲受人ともに大門町在住の方で、譲受人の経営状況は9,658㎡。労力人は2人。申請理由は農業経営規模拡大となっております。譲受人は稲作と玉葱の作付けを行っており、地域営農の中心的な人物です。11月22日に梅田推進委員、私、譲受人で現地調査を行いました。地域との調和要件など問題無いと判断しましたので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
	<p>それでは、整理番号8番の説明を委員番号14番 大戸孝一委員よりお願いいたします。</p>
大戸委員	<p>委員番号14番の大戸です。整理番号8番についてご説明いたします。農地の所在は北浦町古江で畑3筆、田3筆の計3,530㎡です。譲渡人は鶴ヶ丘の方で、譲受人は岡富町の方です。両者とも北浦町出身の方で、譲受人が弟になります。11月25日に譲受人、松原推進委員、私で現地調査を実施しました。譲受人は現在兼業農家ですが、定年を控えており、定年後は専業で農業を行いたいとの意向でした。これまでも隣接する土地で玉葱、にんにくを作付けしていたとのことです。地域との調和要件につきましても特に問題無いと思っておりますので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、8件すべて問題ありませんでした。第7号に</p>

	<p>つきましては、ただ今、各委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第122号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第122号の農用地利用集積計画の決定について説明いたします。議案書は8ページです。貸人は北方町二股在住の男性の方で借人も北方町二股在住の男性の方です。農地の所在は、北方町二股地区に田7筆5,787㎡、畑13筆5,573㎡ 合計20筆の11,360㎡です。契約内容は10年間の使用貸借権となっています。二人は親子で農業者年金受給のための経営移譲2回目の更新となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第123号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。 なお、整理番号2番につきましては、委員番号6番 織田竜二委員と関連がございますので、退室後の審議とさせていただきます。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第123号の農用地利用集積計画の決定について JA 延岡分の整理番号1番について説明いたします。議案書は10ページです。貸人は長浜町3丁目在住の男性の方で借人は小野町在住の男性の方です。農地の所在については小野町で田が3筆の2,575㎡となっています。契約内容は5年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>

議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして整理番号2番について審議いたします。織田竜二委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(織田委員退室)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第123号の農用地利用集積計画の決定についてJA延岡分の整理番号2番について説明いたします。議案書は同じく10ページです。貸人は平原町3丁目在住の男性の方で借人は小野町在住の男性の方です。農地の所在については沖田町で田が2筆の2,036㎡となっています。契約内容は5年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。織田竜二委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(織田委員入室)</p> <p>続きまして議案第124号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第124号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は12ページ、13ページとなります。貸し人の詳細については議案書に記載のとおりで、借り人はすべて公益社団法人、宮崎県農業振興公社となっています。契約内容は5年間と10年間の賃借権若しくは使用貸借権となっています。</p>

	<p>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に、公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第 125 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 125 号の農用地利用集積計画の決定について所有権移転分を説明いたします。議案書は 15 ページです。譲渡人、譲受人の所在等については議案書に記載のとおりです。農地の所在については片田町の田 1 筆 396 m²と舞野町の田 2 筆の 2,102 m²です。契約内容は議案書に記載のとおりとなっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。続きまして議案第 126 号 農地法第 5 条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号 1 番について委員番号 2 番 甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。</p>
甲斐委員	<p>委員番号 2 番の甲斐です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は天下町で畑 1 筆の 278 m²です。譲渡人は吉野町在住の農業者で、譲受人も同じく吉野町在住の会社員です。双方は義理の親子関係になります。申請理由は資材置き場としての一時転用です。平成 28 年にすでに着手してしまっているため、追認申請となっております。始末書も提出されています。県、事務局、山田推進委員、私、譲受人立ち会いのもと、11 月 26 日に現地調査を行いました。今回一時転用ということで、別の資材置き場が見つかり</p>

	<p>次第農地として現況回復するということでした。農振法についても問題無いとのことでしたので、許可相当と判断したところです。皆様方のご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>続きまして「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番については農振農用地となっています。農振農用地の転用については原則不許可となっておりますが、一時転用ということで原状回復を条件に許可相当となっております。農振法についても異議なしということで意見書をいただいております。このことから立地基準に問題はありませんでした。また都市計画法や道路法などの他法令についても問題ありませんでした。追認のため始末書添付もあり一般基準に問題ありません。あと周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員と事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましても県に進達いたします。続きまして議案第127号 非農地証明願いについて提案いたします。整理番号1番について委員番号8番 高橋正二委員より説明をお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>委員番号8番の高橋です。整理番号1番についてご説明いたします。所在は片田町の畑1筆、愛宕山の畑1筆の計4,081㎡で、申請人は片田町在住の方です。現況は山林でございます。申請理由といたしましては、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。11月20日に片伯部農地部長、甲斐推進委員、私で現地調査を行いました。21ページのNo.1に位置図がございます。写真をごらんいただければ分かるかと思いますが、現況山林化しており、農地として使用することは不可能でした。非農地として取り扱って問題無いと判断しましたので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>つぎに整理番号2番について委員番号16番 佐藤純子委員より説明をお願いいたします。</p>
佐藤委員	<p>委員番号16番の佐藤です。整理番号2番についてご説明いたします。所在は小峰町で畑3筆の計324㎡です。申請人は桜園町の方で、現況は原野。申請理由は10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。11月20日に現地調査を実施しました。21ページのNo.2に位置図がございますが、申請地は私有地を横切らなければ辿り着けない位置に存在していました。写真を見ていただくと分かると思いますが、申請地は原野化しており、将来的にも農地として使用することは困難であると判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>

議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして議案第128号 農地あっせん委員の指名について提案いたします。事務局と協議した結果、整理番号1番につきましては委員番号17番、牧野博文委員と農地利用最適化推進委員の矢山慶夫委員のお二人を指名したいと思いますのですが、みなさんいかがでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしということなので指名された委員の方はよろしくをお願いいたします。以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第63号 農地法第5条の届出についてです。この案件は所有権、賃借権及び使用貸借権の権利移動を伴った農地転用です。議案書の25、26ページに記載されております。全部で16件の届出があり、田が4筆の1,385㎡、畑が13筆の2,896.12㎡、合計17筆の4,281.12㎡の転用となっています。</p> <p>続きまして報告第64号 農地法第18条第6項の通知についてです。この案件は合意解約です。議案書の28ページに記載されております。1件の届出があり田が3筆の3,057㎡となっています。</p> <p>続きまして報告第65号 農地法第3条の3第1項の届出についてです。この案件は相続等の届出です。議案書の30ページに記載されております。6件の届出があり、田が8筆の5,651㎡、畑が5筆の796.32㎡、合計13筆の6,447.32㎡となっています。内容は記載のとおりです。また、現況が農地以外になっている所については、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上です。</p>
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
花畑委員	よろしいでしょうか。委員番号18番の花畑です。報告第63号 整理番号8番に関する質問です。譲受人の欄に地縁団体と記載されておりますが、どのような団体になるのでしょうか。
事 務 局	地縁団体とは、地方自治法等で定められた要件を満たし、手続きを経て法人格を得た自治会や町内会のことです。区で所有する土地や施設などの登記を行おうとした時に、複数の共有名義となっていることが多く、名義人の死亡、相続未登記等の問題が生じている場合、権利の移転が困難な状況になります。地縁団体として法人格を得ることで、地縁団体の印鑑一つで手続きが行えるようにすることを目的として創られた制度です。なお、延岡市においては経営政策課で受け付けております。
議 長	他にございませんか。
片 伯 部 委 員	委員番号10番の片伯部です。報告第65号の整理番号2番に記載されている時効取得についてその定義を教えてくださいなのですが。

事務局	<p>時効取得については民法上で定義されていますが、時効取得の対象となる土地が農地の場合、20年間所有の意志をもって公然と他人の農地を占有することが必要条件とされています。例えば農地法上の手続きを行わないまま、無償で農地を貸していた場合、借り手は20年間耕作を続けることで、自分の土地であることを主張できることとなります。この時に貸し手と借り手の同意がなされれば、法務局にて登記が可能となりますが、両者に争いがあった場合は、借り手側は裁判所に申し立てて、20年間所有の意志を持って占有し続けたことを証明することで、時効取得の登記を行うことが可能となります。</p>
片伯部 委員	<p>例えば相続未登記の農地についても、20年間占有することで時効取得が認められるのでしょうか。</p>
事務局	<p>申し訳ございませんが、今即答することはいたしかねます。個人の権利の問題になりますので、民法上での取り扱いとなると思われませんが、個別に司法書士等に相談すべきかと考えます。確認し、後日回答したいのですが、よろしいでしょうか。</p>
片伯部 委員	<p>もし調べて分かるようでしたらよろしくお願いします。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。法律の専門家に相談するのがもっとも良いかと思えます。他に質問はございませんか。</p>
	<p>ございませんか。</p> <p>無いようなので続いて協議第22号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総合 農政課	<p>はい。それでは協議第22号 農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。本件は、議案第124号にて審議していただいた、農地中間管理機構分の集積計画についての配分計画（案）となっています。議案書は32、33ページに記載されており、田20筆、13,495㎡について地権者11名から受け手4名への配分を検討しております。今回の案件につきましてはすべて個別案件での計画（案）となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、総合農政課より説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。</p> <p>無いようなので、以上を持ちまして第18回、定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p>
<p style="text-align: center;">次回定例農業委員会 12月20日（木） 午後15時30分～ 本庁舎 5階 災害対策本部室</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

10 番 片伯部 芳 徳

11 番 吉 本 尚 人